

令和7年第4回九戸村議会定例会

令和7年12月8日(月)

午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 九戸村税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 令和7年度九戸村一般会計補正予算(第5号)

日程第5 議案第3号 令和7年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第4号 令和7年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第5号 令和7年度伊保内財産区特別会計補正(第2号)

日程第8 議案第6号 令和7年度九戸村水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎出席議員（12人）

1番	大崎	優一	君	7番	上村	昇	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	高崎	覺志	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	11番	川戸	茂男	君
6番	坂本	豊彦	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君					
副	村	長	岩崎	一弘	君				
総	務	課	長	野辺地	利之	君			
村	づくり	推進	課	長	川原	憲彦	君		
会	計	管	理	者	大崎	篤史	君		
兼	税	務	住	民	課	長			
保	健	福	祉	課	長	篠山	剛	君	
保	健	福	祉	課	主	幹	小野寺	さゆり	君
産	業	振	興	課	長	浅水	涉	君	
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦	君	
上	下	水	道	課	長	下高山	朋徳	君	
兼	水	道	事	業	所	長			
教	育	次	長	松浦	拓志	君			

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 7 年第 4 回九戸村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に、報告いたします。

12 月 8 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 6 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫議員、保大木信子議員、久保えみ子議員の 3 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり陳情 1 件です。なお、陳情については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 7 年 8 月分、9 月分および 10 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく「令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書」の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、「議会事務局日誌」として、写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に、村長から行政報告の申し出がありました。

ただ今から、村長の行政報告を行います。村長の登壇を許します。

村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長(大久保勝彦君) それでは、令和7年第4回九戸村議会定例会が開会されるに当たりまして、第3回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

まず、一つ目でございます。九戸村合併70周年記念式典についてでございます。昭和30年4月1日に、戸田村、伊保内村、江刺家村の3カ村が合併し、九戸村が誕生してから、今年度で70周年を迎えました。この間、その時々々の村政課題に向き合い、村民と一体となって村づくりに取り組んでこられた先人たちのたゆまぬ努力と挑戦があった上に、現在の九戸村があります。あらためて、ご尽力をいただきました皆さまに深く感謝と敬意を表する次第でございます。

この九戸村合併70周年を記念し、去る10月21日に、村体育センターを会場に記念式典を挙げていたしました。当日は、日本列島に寒気が流れ込んだ影響で肌寒い天候ではございましたが、村勢の進展に貢献された功績が認められ表彰を受けられました皆さまをはじめ、近隣の市町村長や市町村議会議長、村内外の関係機関など、総勢195名のご臨席を賜り、予定しておりました全ての行事を滞りなく行うことができました。

特に、九戸小学校の全校児童によります九戸小学校の校歌斉唱と村民憲章の唱和は、児童の一致団結した素晴らしい歌声と元気あふれる姿を、村内外の皆さまに披露することができました。また、児童生徒によります「九戸村の未来へのメッセージ」では、それぞれが素晴らしい視点を持ち、ふるさと九戸村に対する思いが力強く表現されておりました。70周年記念式典を通じて、こうした次の次代を担う子どもたちの頼もしさをあらためて感じるとともに、その思いをしっかりと受け止め、今後の村づくりに生かしてまいりたいと強く思った次第でございます。

二つ目でございますが、定額減税補足給付金の、不足額給付金についてでございます。国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、令和6年度に定額減税および定額減税補足給付金の支給が実施され、その支給額に不足が生じた場合などに追加で、不足分の給付を行う定額減税補足給付金である不足額給付金については、ホームページおよび村の広報紙による周知と、対象者および対象者と推定される方に対し文書等による通知を行い、10月31日を申請期限として実施いたしました。その結果、給付者数は603人。不足額給付金の支給総額は、2,037万円となりました。この給付金の財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

三つ目でございます。国民健康保険税の改正に係る、移動村長室についてでございます。11月26日から12月1日までの期間、村内の旧小学校区ごとに計6会場をおきまして、国保税の改正を主な議題といたします移動村長室を開催いたしました。開催に当たりましては、計28名の皆さまにご参加をいただき、国保税を

はじめ、村の各種施策に関しても貴重なご意見をちょうだいしたところでございます。

いただきましたご意見につきましては、その実現性を含め慎重に検討し、国保税の改正をはじめ、今後の村政運営に生かしてまいりたいと考えております。なお、移動村長室につきましては、今後もさまざまなテーマを設定し、各地域の皆さまと率直な意見交換を行いながら、村政への確に反映していく取り組みとして継続してまいりたいと考えております。

四つ目でございます。九戸村敬老会の開催についてでございます。令和7年度の敬老会につきましては、9月16日から18日にかけてH O Zホールを会場とし、地区別に開催いたしました。村内に居住する70歳以上の1,343名の方へ事前にご案内したところ、当日は229名の皆さまにご出席をいただきました。また、長寿をお祝いするため、90歳以上の244名、米寿63名、喜寿123名の方々へ記念品を贈呈するとともに、80歳以上の895名の皆さまへ敬老年金を贈呈いたしました。

今年度は、昨年度実施したアンケートの結果を踏まえ、要望の多かった「アトラクションの充実」および「お酒の提供」を行い、参加者の皆さまに、より楽しんでいただけるよう工夫をいたしました。会場では、旧友との再会を喜び合いながら、お酒を酌み交わし、食事やアトラクションを楽しむ姿が多く見られ、「楽しい敬老会だった」といった感想も寄せられました。参加者数は年々減少傾向にあるものの、今年度のアトラクションについては多くの参加者からご好評をいただき、敬老会を開催してよかったと感じているところでございます。アトラクションにご出席、ご協力をいただきました関係者の皆さまにも、あらためて感謝を申し上げます。

今後におきましても、敬老会終了後のアンケート調査を継続し、今年度の内容を検証した上で、改善点を整理しながら、次年度も対象者の皆さまに喜んでいただける催しとなるように、より一層工夫してまいりたいと考えております。

五つ目でございます。くのへ健康フェスタについてでございます。第31回九戸村健康づくり推進協議会においては、昨年度まで「九戸村健康福祉大会」として実施してきた事業について、参加者数の減少が続いていたことを受け、今年度から名称を「くのへ健康フェスタ」へと変更し、内容を見直した上で、11月16日、日曜日でございますが、H O Zホールにて開催いたしました。

今年度は、一般来場者約100名、ボランティアを含む関係者を合わせまして約200名のご参加をいただきました。開催に当たりまして、保健・福祉分野における功労者の皆さまへの感謝状贈呈を行い、多くの来賓の皆さまに見守られる中、そのご功績をご紹介できたことは、大変意義深いものでありました。一方で、改善点といたしまして、開会行事と体験ブースの開催時間を同時進行としたため、会場全体が騒がしい状況となりまして、来賓の皆さまや表彰者の皆さまに落ち着い

た環境を提供できなかったことを反省しております。次年度に向けまして、運営方法の改善を図ってまいりたいと考えております。

内容面では、昨年度まで展示中心であったブースを体験型へと刷新し、6団体、五つの企業のご協力の下、ニュースポーツの体験、骨密度の測定、ハンドマッサージ、野菜摂取量の測定など、参加者が健康にふれられる多様な企画を実施いたしました。また、毎年ご協力をいただいているリハくのへの会の皆さまには、シルバーリハビリ体操の中から、肩の痛み対策の体操をご指導いただきました。保健推進員の皆さまには、握力・骨密度測定。食生活改善推進員の皆さまには健康に関するスタンプラリーを実施していただき、スタンプ達成者には出来たての試食を提供するなど、参加者の関心を高める工夫を凝らしていただきました。

あらためて、各ボランティア団体の皆さまのご協力とご厚意に深く感謝申し上げますとともに、地域を支える上で皆さまのお力が不可欠であることを、強く実感したところでございます。今後も、村民の皆さまが健康について学び、考える機会を提供するとともに、リハくのへの会、保健推進員、食生活改善推進員などの皆さまと連携しながら、村の健康づくり施策を推進してまいります。

六つ目でございます。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種等についてでございます。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、昨年4月より定期接種化されたことを受け、昨年度は国からの補助により、他市町村とはほぼ同額の助成を行ってまいりました。しかしながら、今年度分からは、国の補助が地方交付税措置へと変更されたことにより、各市町村で接種補助額に差が生じている状況にあります。そのような中、本村におきましては、村民の皆さまの負担増を抑える観点から、昨年度と同額の自己負担となるよう補助を継続して実施しているところでございます。これにより、定期接種対象者の接種率向上を図るとともに、経済的負担の軽減につながるものというふうに考えているところでございます。

また、季節性インフルエンザワクチン接種につきましても、定期接種対象者である65歳以上の方に加え、村独自の施策として18歳以下の方について例年どおりの自己負担額となるよう補助を行っております。新型コロナウイルスワクチンと同様、接種率の向上および経済的負担の軽減を図ることで、冬期間における村民の皆さまの健康維持に寄与する取り組みを進めているところでございます。

七つ目でございます。産業・芸術文化祭りについてでございます。第39回、今年の九戸村産業・芸術文化まつりを10月25日、26日、そして11月2日の3日間にわたり開催いたしました。

その中で、私からは産業部門につきましてご報告させていただきます。10月25日、26日に体育センターで行われました産業部門におきましては、昨年に引き続きオブチキ感謝祭と同時開催といたしまして、村内外から多くのお客様にご来場

をいただきました。買い物をしていただいた際に発行した抽選補助券の集計結果によりますと、売り上げは昨年比 25%増となり、来場者数も 2 日間で 20.9%増の 3,774 人と、過去最高の賑わいとなりました。また、課題でありました駐車場につきましても、昨年度と同様に、J A 九戸支所および九戸地域診療センターのご協力をいただきまして、臨時駐車場を設けるとともに、国道入り口に警備員を配置し対応をしたところがございます。その結果、来場者が多かったものの、大きな混乱もなく、無事終えることができたところがございます。あらためまして、運営に関わっていただきました全ての関係者の皆さまにも御礼、感謝を申し上げる次第でございます。

八つ目でございます。畜産まつりについてでございます。9 月 6 日に九戸村畜産まつりを開催いたしました。昨年度は悪天候により中止となりましたが、今年度は畜産農家の皆さまをはじめ、新しいわて農協および関係機関のご協力を賜り、2 年ぶりに開催することができました。

畜産共進会では、乳用牛 6 部門に 20 頭と、前回の開催時を上回る出品があり、黒毛和種 5 部門におきましても 19 頭が出品されました。審査に当たっては、審査員より一頭一頭の体型、筋肉の付き方、立ち姿などについて丁寧に審査をいただき、日ごろの飼養管理技術に高い評価をいただいたところがございます。また、当日は精肉販売も行われ、多くの皆さまにご来場をいただき盛況のうちに終了いたしました。今後も、畜産農家の皆さまとの意思疎通を図りながら、引き続き畜産振興に努めてまいります。

9 番目でございます。全日本ホルスタイン共進会についてでございます。10 月 25 日から 26 日にかけて、北海道安平町で開催されました第 16 回全日本ホルスタイン共進会において、戸田の、欠端浩美さんの出品牛が第 1 部に出場し、優等賞 7 席に入賞いたしました。今回の出品は、9 月に開催されました岩手県畜産共進会ホルスタイン種の部において優秀な成績を収め、選抜されたことによるもので、全日本ホルスタイン共進会では、ホルスタインを月齢および経産・未經産により全 16 部に区分し、加えてジャージー種の四つの部を含む計 20 部に対して、全国から 393 頭が出品されております。

この第 1 部は、生後 10 カ月から 12 カ月未満の未經産牛による最も若い牛の部門であり、全国より出品された 29 頭の中での成績で、実質的な上位 7 位に相当するものがございます。これは、これまでの村の最高順位でありました 1 等 2 席を上回る快挙となり、九戸村の改良技術と飼養管理技術の高さが全国的に評価されたかたちとなり大変喜ばしい結果となったものがございます。

10 番目でございます。農業の状況についてでございます。農林水産省が発表いたしました令和 7 年産水稻の 10 月 25 日現在の、新たな作況状況を示す指数である作況単収指数は、全国 102、東北では 101、岩手県 101、当村が属する県北部は

100、いずれも「平年並」とされております。今年の全国予想収穫量は748万トンで、前年比69万トン増と見込まれており、令和8年6月末の民間在庫量は214から228万トンと推計されております。適正水準である200万トンに対し14万トンから28万トン程度の上回りとなる見通しで、状況は令和3年に近いものとなっております。

今年の水稲の生育状況につきましては、田植え期間中に低温が見られたものの、その後は高温・多日照の気象経過となり、草丈・茎数・葉数はいずれも平年以上となったほ場が多く見受けられました。一方、低温期に田植えを行ったほ場や水不足となった水田では、生育が停滞した例も見られました。県北部の出穂期は平年より7日ほど早まり、その後も高温・多日照の気象条件が続いたことで登熟は、おおむね良好に推移いたしました。刈取り時期は早まり、9月中旬から収穫が始まりましたが、高温障害やカメムシ類による斑点米の発生が懸念されたものの、関係機関との連携による情報提供により被害は軽減され、1等米比率は過去最高となる99.9%を記録しております。

次に、村の園芸重点品目の状況について申し上げます。10月31日現在のJA新いわて九戸支所の販売実績によりますと、今年は6月から高温・干ばつが続き、特に7月初めから29日間、ほとんど降雨がない状況が続きました。このため生育が前進化し出荷開始時期は早まりましたが、トマト・ピーマンでは尻腐れ果、日焼け果の多発に加えまして、オオタバコガ等の害虫発生の時期が早まると同時に発生量も多く、出荷量の減少につながりました。一方でピーマンは、大型法人経営体の規模拡大や新規栽培者の増加により、栽培面積が拡大しております。こうした状況下におきまして、トマトの出荷量は前年比99%、販売額は高価格に支えられ102%と堅調に推移いたしました。ピーマンは出荷量が114%と増加したものの、品質低下により単価が下がり、販売額は前年比100%となっております。にんじんは、栽培面積の縮小により出荷量が55%、販売額61%。ねぎは、出荷時期の遅れにより出荷量94%、販売額87%と、いずれも前年を下回る結果となりました。

花きにつきましては、主力品目であるりんどうの10月31日現在の出荷量は、高温・干ばつの影響があったものの生産者の努力により前年比112%となり、需要期に出荷が合致したことから単価も好調で、販売額は前年比116%と伸びております。一方、小菊は作付面積の減少と高温・少雨による生育遅延の影響で、出荷量77%、販売額74%にとどまっております。

葉たばこでございますが、葉たばこにつきましては、植付け後の低温により生育がやや不良となりましたが、気温上昇とともに回復し、6月中旬以降は高温傾向で、作柄・成熟ともに順調に進みました。高温・干ばつにより草丈はやや短く、立枯病なども見られましたが、総じて順調に推移し、県平均の10アール当たり収量は258キロと見込まれております。なお、今年の当村の、葉たばこの買入れ

日でございますが、12月11日、それから12日の2日間が予定されているよう
でございます。

畜産につきましては、JAの10月末実績によりますと、生乳の生産量は107%
と増加し、販売単価の上昇もあり販売額は108%となっております。和牛子牛につ
きましては、生産農家が1戸減少したものの、出荷頭数は99%を維持し、素牛不
足による相場上昇により販売額は前年比122%と大きく伸びているところでござい
ます。

以上、第3回定例会以降の行政執行状況について報告させていただきました。
今議会、定例会に当たりましては、議案6件を提案させていただいております。
ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。令和7年第4回九戸
村議会定例会の行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。あ
りがとうございます。

(九戸村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(桂川俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、上村昇議員、8番、
岩渕智幸議員、9番、保大木信子議員の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(桂川俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から12月12日
までの5日間であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決
定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間とすることに、
決定いたしました。

お諮りいたします。12月9日、10日の2日間は、議案調査のため、休会とした
いと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、12月9日、10日の2日間は、議案調査のため、休会にすることに決定
いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎議案第1号から議案第6号までの一括上程・説明

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第3、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例」から、日程第8、議案第6号「令和7年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」までの、議案6件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例」から順次、説明願います。

議案第1号、税務住民課長

- 税務住民課長（大崎篤史君） それでは、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。今回の改正は、法令の改正に合わせるものとなります。内容といたしましては、大きく公示送達関係、村民税関係および村たばこ税関係となります。

新旧対照表をご覧ください。1ページ。まず、第18条は、公示送達についての改正です。現在、村の掲示場に掲示することで行っております公示送達ですが、これを不特定多数の方が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、村の掲示場に掲示するか、または村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示した物の閲覧ができる状態に置く措置を取ろうとするものとなります。次の18条の3につきましては、文言の整理となります。続きまして、1ページ下段、第34条の2、所得控除につきましては、19歳以上23歳未満の特定親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合でも新たに特別控除を設け、所得の額に応じて扶養する親族が控除を受けられる特定親族特別控除が創設されたことに伴い、個人村民税の所得控除の規定に特定親族特別控除額を追加するものとなります。

続きまして2ページ、第36条の2。村民税の申告につきましては、特定親族特別控除の新設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備を行うための改正となります。

続きまして、3ページ中段、第36条の3の2。個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、特定親族特別控除の新設に伴い給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族を追加するための改正となります。続きまして、3ページ下段からとなります。第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、特定親族特別控除の新設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定と、記載事項の整備を行うための改正となります。

次に、4ページ下段から附則の部分となります。附則第16条の2の次に、第16

条の2の2として、村たばこ税に関し、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定を新設するものでございます。税制改正におきまして、加熱式たばこに係る国、地方のたばこ税の課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方法とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しをなされ、地方税法におきましても、所要の措置が講じられましたので、それに合わせ改正しようとするものでございます。以上が改正の内容となります。

附則でございますが、施行期日につきまして、附則第1条において、この条例の施行日を令和8年1月1日とし、同条1号にて、村たばこ税の課税標準の特例規定の追加等についての施行日を令和8年4月1日に、同条第2項にて公示送達に関する改正等についての施行日を地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行日としようとするものです。

附則第2条は、公示送達に関する改正の経過措置となります。

附則第3条は、村民税に関する改正の経過措置となります。

次の附則第4条は、村たばこ税に関する改正の経過措置と施行日以降において、激変緩和のため、換算方法を段階的に移行しようとする内容となります。

令和7年12月8日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案2号、総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第2号「令7年度九戸村一般会計補正予算(第5号)」について、説明いたします。令和7年度九戸村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,908万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,711万9,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

令和7年12月8日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページからが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。2ページと3ページが歳入。そして、4ページと5ページが歳出で、それぞれ補正額を追加しております。

続いて6ページが「第2表 地方債補正」となります。追加では、戸田老人福

社センターへのエアコン設置工事に係る民生施設整備事業債として 1,860 万円を、そして、江刺家ふるさとセンターへのエアコン設置工事に係る農村振興施設整備事業債として 1,750 万円を、それぞれ追加しようとするものでございます。また変更には、防災行政通信ネットワーク更新に係る負担金が増となったことにより、消防施設整備事業債を 20 万円増額変更しようとするものでございます。

次のページから、「歳入歳出補正予算事項別明細書」となっております。事項別明細書の 3 ページをご覧ください。主な項目につきまして、説明いたします。まず歳入です。1 款村税の 1 項村民税、そして 2 項固定資産税、さらに 3 項軽自動車税につきまして、収入額が予算額を上回ることが見込まれたため、調定額と近年の徴収率の動向を考慮いたしまして、それぞれ増額補正しようとするものでございます。

次に、4 ページをご覧ください。中ほどでございますが、16 款県支出金、2 項 2 目民生費県補助金の 10 節、生活困窮者支援は、物価高騰対策事業として 203 万円を計上しております。岩手県的生活困窮者原油価格物価高騰等特別対策事業の実施に係る県補助金でございます。また、同じく 16 款の 2 項 6 目教育費県補助金には、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金として 144 万 2,000 円を計上しております。歳出の 10 款教育費、5 項 1 目社会教育総務費に計上しております放課後子ども教室安全管理委員の謝金の財源となるものでございます。次に 18 款、寄附金の 1 項 1 目には一般寄附金として、620 万 4,000 円を計上しております。十文字チキンカンパニー様、ダスキン二戸様、明治安田生命保険様からちょうだいをいたしました寄附金につきまして、予算化しようとするものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。中ほどです。21 款諸収入の 4 項 5 目雑入には、九戸教育施設運営会委託料精算還付金として、459 万 1,000 円を計上しております。委託料に係る事業費精算の結果、還付金が発生するものでございます。次に、22 款村債につきましては、先ほど「第 2 表 地方債補正」で説明をさせていただきました金額につきまして、それぞれ計上させていただいておるものでございます。

次に、6 ページから歳出でございます。まず、2 款総務費です。2 款 1 項 4 目財産管理費の 10 節需用費に修繕料として、180 万 6,000 円を計上しております。役場庁舎のトイレ詰まり修繕ですとか、水道管の修繕。さらには、マイクロバスのヒーター修繕など、突発的な修繕の増に加えまして、公用車の車検や点検費用の増加によりまして不足が見込まれるため、増額補正しようとするものでございます。次に、その下です。12 節委託料には、設計監理業務委託料として 1,232 万円を計上しております。役場庁舎の雨漏りを改修するための屋根の改修と、併せてエアコン設置のための設計を行おうとするものでございます。次に、2 款 1 項 6 目の企画費です。12 節委託料には、本年 3 月末に閉校となった小学校の廃校利

用に関し課題を分析した上で、利用計画を立案していただくため、廃校利用推進業務委託料として 200 万円を計上しております。なお、事業実施に当たりましては、公募型プロポーザルでの実施を検討しているところでございます。その下、18 節、負担金補助及び交付金には、節の合計といたしまして 303 万 4,000 円を計上しております。軽米線運行補助金や広域生活路線維持費補助金など、公共交通を支えるバス会社の実績に基づくもので、燃料費の高騰や人件費の増加により増額補正しようとするものでございます。次に、2 款 3 項 1 目戸籍住民登録費の 17 節、備品購入費には 12 万 5,000 円を計上しております。戸籍の届出書につきまして、これまで盛岡地方法務局二戸支局に保管いただいておりますが、戸籍の法令改正がございまして、令和 6 年 3 月以降の戸籍届出書については、それぞれの市町村において保管することとなったことから、保管用の書庫を購入しようとするものでございます。

次に、7 ページをご覧ください。3 款民生費です。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の 19 節扶助費には、あったか生活支援事業の追加交付分として 406 万円を計上しております。これは、岩手県において物価高騰対策事業として給付を行うこととなり、当初予算で計上しておりました村単独のあったか生活支援事業に加えて、対象世帯へ追加給付しようとするものでございます。なお、当初予算でお認めいただいております村単独分は 1 世帯 8,000 円で、今回計上した県の方が 1 世帯 7,000 円でございますので、合わせまして 1 世帯 1 万 5,000 円ということになるものでございます。次に、3 款 1 項 3 目、老人福祉費の 14 節工事請負費には、1,867 万 8,000 円を計上しております。戸田老人福祉センターへのエアコン設置に係る工事費で、夏場における熱中症による健康被害の防止を目的として、住民の皆さまが暑さをしのぐため避難できる、いわゆるクーリングシェルターの機能を持たせるための工事費でございます。なお、財源といたしましては、地方債 1,860 万円を見込んでいます。

次に、9 ページをご覧ください。6 款農林水産業費です。6 款 1 項 3 目農業振興費の 10 節、需用費の 31 万 7,000 円はクマ撃退用スプレーを購入するため、また 17 節備品購入費の 24 万 1,000 円は、クマ対応用の防護盾を購入しようとするものでございます。次に、6 款 1 項 5 目施設運営管理費の 14 節、工事請負費に 1,757 万 8,000 円を計上しております。先ほどの戸田老人福祉センターと同じように、江刺家ふるさとセンターにエアコンを設置しようとするものでございます。次に、6 款 1 項 7 目放牧場管理費の 10 節、需用費には消耗品費として 167 万 5,000 円を計上しております。村営戸田牧野に来春に散布する肥料代でございます。次に、同じく 7 目の 17 節、備品購入費 10 万 4,000 円は、村営戸田牧野のストーブが故障したことから買い替えしようとするものでございます。次に、6 款 1 項 9 目担い手育成支援事業の 17 節、備品購入費には 48 万 9,000 円を計上しております。

事業で使用しておりますGIS用のパソコンが老朽化し、動作に支障があること。また、Windows10のサポートも終了したことから、買い替えようとするものでございます。次に、7款商工費です。7款1項3目総合公社運営事業の17節、備品購入費は、ふるさと創造館のそば磨き機が故障したことから、買い替えようとするものでございます。次に、9款消防費です。9款1項1目常備消防費の18節、負担金補助及び交付金には、二戸地区広域行政事務組合負担金として423万8,000円を計上しております。人事異動に伴い、人件費が増額となったことから、負担金が増額されるものでございます。

次に、11ページをご覧ください。10款教育費です。10款5項1目社会教育総務費の7節、報償費には謝金として216万4,000円を計上しております。放課後子ども教室で、子どもたちを見守る安全管理委員を増員する必要性が生じたため、また、岩手県の最低賃金が引き上げられたこと等に伴う謝礼金予算の増額補正でございます。こちらは、国庫補助の対象となっているものでございます。次に、10款6項保健体育費、1目保健体育総務費です。1節報酬から10節需用費までにつきましては、村営くのヘスキー場の将来のあり方について多角的な視点から総合的に検討をしていただくため、外部有識者による検討委員会を設置したいと考えておりました。今回、その費用を新規として予算計上させていただいているものでございます。委員会の委員としては、村内のスキー、スポーツ関係者をはじめ、大学教授、企業関係者、観光関係の有資格者等から、最大12名と考えておりました。早ければ年内に人選を進め、来年1月には初会合を開き、7月または8月には答申を受けたいというふうに考えているところでございます。今回の補正には、1月から3月に予定をしております3回の会議に係る日額報酬26万円のほか、会議出席に係る委員の旅費、費用弁償といたしまして10万7,000円などを計上させていただいております。また、同じく1目の18節、負担金補助及び交付金にはスキー場利用料助成金として、251万円を計上しております。村営くのヘスキー場の今年度の営業休止に伴って、児童生徒のウィンタースポーツ機会を確保するとともに、青少年の健全育成に資するため、近隣スキー場のリフトシーズン券の購入に対して助成金の交付を計画をしておりました。その予算をお願いしようとするものです。平庭高原スキー場および奥中山高原スキー場の、二つのスキー場のシーズン券購入に対し、1人当たり1万円の定額補助を行いたいと考えております。対象人数につきましては、小中高生の人数に対し、それぞれ購入見込割合を乗じて251名と試算をいたしまして、251万円の予算を計上したというものでございます。次に、10款6項2目体育施設費の17節、備品購入費には11万2,000円を計上しております。屋内ゲートボール場の消火器が有効期限を迎えたため、更新しようとするものです。次に、12款公債費です。12款1項2目、利子の22節、償還金、利子及び割引料は、令和6年度の起債借入れのうち、令和7年3月借り

入れ分と5月借り入れ分について、利子償還金の金額が確定したことによる予算計上と、併せて利子の利率改定により増額補正しようとするものでございます。

議案第2号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第3号から議案第4号までの2件、税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） それでは、議案第3号「令和7年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。令和7年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ513万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,202万3,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、3ページに歳出を載せてございます。

次のページからが、「歳入歳出補正予算事項別明細書」となります。明細書の3ページをご覧ください。歳入ですが、3款、国庫支出金の1項1目1節にシステム改修費補助金として、41万4,000円を追加しようとするものでございます。これは、子ども子育て支援制度の施行に向けたシステム改修費の財源となるものでございます。次に、6款繰入金、2項1目1節は、国保の財政調整基金繰入金を33万1,000円減額しようとするものでございます。これは、国庫支出金の交付決定および精算による返還が生じるため、結果として減額しようとするものでございます。次に8款雑入、3項3目1節は、診療報酬過年度返還金として505万2,000円を追加しようとするものでございます。これは、令和6年度に岩手県国民健康保険団体連合会に支出しました当村の国保の診療報酬について、精算により返還を受けることとなったため補正しようとするものでございます。

続きまして歳出ですが、1款総務費、1項1目につきましては、歳入の国庫支出金の補正に伴い、子ども子育て支援新制度に係るシステム改修費に充てるための財源振り替えをしようとするものとなります。また、同じく4項1目につきましては、国庫支出金の充当先を整理するため、財源振り替えをしようとするものとなります。次に、7款諸支出金、1項2目22節は、国庫金等返還金として、513万5,000円を追加しようとするものでございます。これは、令和6年度の普通交付金および特別交付金の精算に伴い返還が生じるため、補正しようとするものでございます。議案第3号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第4号「令和7年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)」について、ご説明申し上げます。令和7年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ133万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9,112万7,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、3ページに歳出を載せてございます。

次のページからが、「歳入歳出補正予算事項別明細書」となります。明細書の3ページをご覧ください。歳入ですが1款、後期高齢者医療保険料の1項2目1節、普通徴収保険料の現年分として、133万3,000円を追加しようとするものでございます。これは保険料の賦課の状況に合わせるため、追加しようとするものでございます。

歳出につきましては、次の4ページとなります。2款、後期高齢者医療広域連合納付金の1項1目18節、負担金補助及び交付金に、後期高齢者医療保険料負担金133万3,000円を追加しようとするものです。これは、歳入に計上しております保険料は、徴収後、岩手県後期高齢者医療広域連合に全て納付することとなりますので、保険料負担金として歳入と同額を補正しようとするものでございます。議案第4号の説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 議案第5号、総務課長

○総務課長(野辺地利之君) それでは、議案第5号「令和7年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)」について、説明いたします。令和7年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ674万7,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和7年12月8日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページからが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。2ページが歳入、3ページが歳出で、それぞれ補正額を追加しております。

次のページからが、「歳入歳出補正予算事項別明細書」となっております。事項別明細書の3ページをご覧ください。歳入では5款繰越金、1項1目繰越金に20

万円を計上しております。

次に、4ページが歳出でございます。2款諸支出金、1項1目地域振興費の25節、寄附金に20万円を計上しております。消防団の第14分団で、小型動力ポンプを更新するための寄附金となります。地元負担額の2分の1を寄附しようとするものでございます。議案第5号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第6号、水道事業所長

○水道事業所長（下高山朋徳君） それでは、議案第6号「令和7年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和7年度九戸村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。既決の収入予定額の総額に、収入22万1,000円増額し、収入予定額の総額を1億4,152万5,000円とし、また、既決の支出予定額の総額に、支出22万1,000円増額し、支出予定額の総額を1億4,152万5,000円にしようとするものでございます。なお、詳細につきましては、次ページ以降にお示ししております。

令和7年12月8日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページ目の令和7年度九戸村水道事業会計予算実施計画補正(第2号)、収益的収入及び支出をご覧いただきたいと思えます。収入の10款1項3目、その他営業収益の補正予定額1万4,000円の増につきましては、労働保険料の還付に係る収入。同款2項1目、受取利息及び配当金の補正予定額20万7,000円につきましては、定期預金等利息の収入を見込んだものでございます。

次に、支出の11款1項1目減水及び浄水の補正予定額338万1,000円の減につきましては、委託事業および修繕工事の契約に伴う入札残等の事業精査により減額を。同項6目、資産減耗費の補正予定額703万8,000円の増につきましては、過年度に建設仮勘定に計上した試掘調査および経営戦略策定業務について、資産化が見込まれないことから、公営企業会計処理として固定資産除却費を計上するものでございます。また、同款2項2目、消費税の補正予定額255万2,000円の減につきましては、今年度実施いたしました宇堂口浄水場整備に係る仮払消費税の減額に伴いまして、消費税納税額納付額を減額し、同項3目、雑支出の補正予算88万4,000円の減につきましては、資本的収支に係る消費税納税調整額の精査により減額補正するものでございます。

なお、3ページ以降に、令和7年度九戸村水道事業会計補正予算明細書をお示ししておりますので、お目通し願います。水道事業会計補正予算に係る説明は、

以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 以上で日程第3、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例」から、日程第8、議案第6号「令和7年度九戸村水道事業会計補正予算(第2号)」までの議案6件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、12月12日の会議において行うことにしたいと思ひますので、ご了承願ひます。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は、12月11日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（桂川俊明君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午前11時17分）